

令和 5 年 8 月 4 日

会員 各位

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会

会長 山田 春雄

**建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規及び
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律 事業登録の手引」の
改正についてお知らせ**

日頃より当協会の研修事業にご理解を頂くと共に、従事者研修へご参加頂き、厚く御礼申し上げます。

標題の件について、別添のとおり北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課より通知がありましたのでお知らせします。

また、これに基づき、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律 事業登録の手引」が改正され、令和 5 年 10 月 1 日より施行となりますのでご承知おき願います。

記

1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物衛生事業登録の対象事業のうち建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けるにあたり、事業を営む者が有すべき機械器具に関する基準について、防毒マスクの代わりに防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を有していても、これを満たすこととした。

2 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律 事業登録の手引」の改正内容

上記 1 の改正に基づき、建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受ける物的要件の「防毒マスク及び消火器」に防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を追加し、「防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器」とした。

3 施行日

令和 5 年 10 月 1 日

4 参考

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」事業登録の手引

改正後の当該手引については、令和 5 年 10 月 1 日に北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課サイトに掲載予定（現在は改正前の手引を掲載中）。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/sei/ken/kenken.html>



担当：事務局 溝口

Tel011-615-1100 Fax011-615-7055

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会会長 様

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課長

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令
の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行について

このことについて、別添のとおり厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から通知がありましたのでお知らせします。

また、これに基づき、道が作成している「建築物における衛生的環境の確保に関する法律 事業登録の手引」を改正し、次のとおり送付しますので、今後の業務の参考としてください。

つきましては、貴会会員への周知についてよろしくお願いします。

記

1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物衛生事業登録の対象事業のうち建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けるにあたり、事業を営む者が有すべき機械器具に関する基準について、防毒マスクの代わりに防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を有していても、これを満たすこととした。

2 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律 事業登録の手引」の改正内容

上記1の改正に基づき、建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受ける物的要件の「防毒マスク及び消火器」に防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を追加し、「防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器」とした。

3 送付書類

(1) 厚労省通知

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行について」(令和5年6月6日付け生食発0606第3号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

(2) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」事業登録の手引

なお、改正後の当該手引については、令和5年10月1日に北海道のホームページの当課サイトに掲載する予定です。

掲載URL→<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/sei/ken/kenken.html>

(改正前の手引を掲載中)

4 施行日

令和5年10月1日

環境衛生係 落合
電話：011-204-5260